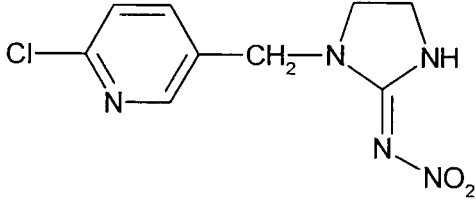


イミダクロプリド (Imidacloprid)

審議の対象	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定、 インポートトレランス制度に基づく基準設定の要請、 稲わら等飼料由来の農薬に係る畜産物への基準設定依頼 及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	クロロニコチル系殺虫剤 ニコチン性アセチルコリン受容体に結合し、神経伝達を遮断するなどの作用により殺虫効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請; ブロッコリー、みつば等/アブラムシ類等 インポートトレランス申請; コーヒー豆										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.057 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 5.7 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準 (0.01ppm) が適用される。										
我が国の状況	ばれいしょ、だいこん、きゅうり、トマト、りんご、いちご等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	ばれいしょ、バナナに国際基準が設定されている。米国においてアセロラ、アボカド等に、カナダにおいてレタス、おうとう等に、オーストラリアにおいてりんご、バナナ等に、ニュージーランドにおいてかんきつ類果実、たまねぎ等に基準値が設定されている。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="614 1579 1396 1848"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>30.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>60.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>31.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	30.3	幼小児 (1~6 歳)	60.3	妊婦	23.5	高齢者 (65 歳以上)	31.5
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	30.3										
幼小児 (1~6 歳)	60.3										
妊婦	23.5										
高齢者 (65 歳以上)	31.5										
意見聴取の状況	平成 21 年 6 月 26 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現 行 ppm	登 録 有 無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm
				国際 基 準 ppm	外国 基 準 値 ppm		
米(玄米をいう)	1	0.2	申	0.05			<0.005, <0.005 / <0.005, <0.005(#) / 0.038, 0.018 / <0.005, 0.006 / 0.058, 0.036 / 0.076, 0.030 / 0.08, 0.02 / 0.04(#), 0.04(#) / 0.08 / 0.16, 0.09 / <0.01(#), <0.01(#) / 0.05(#), 0.03(#) / 0.22(#), 0.31(#)\$ / 0.26(#), 0.28(#) / 0.02, 0.02
小麦 大麦 ライ麦	0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05	○	0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05	アメリカ アメリカ アメリカ	0.013(#), <0.005 / 0.016(#), <0.005(#)
とうもろこし そば その他の穀類	0.05 0.05 0.05	0.1 0.05 0.05	○	0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05	アメリカ アメリカ アメリカ	<0.01(#), <0.01(#)(乾燥 種子) <0.01(#), <0.01(#)(生食 用子実) <0.01(#), <0.01(#)(脱穀 種子) <0.01(#), <0.01(#)(生食 用子実)
大豆 小豆類(いんげん、ささげを含む) えんどう そら豆 らつかせい その他の豆類	2.5 * 2.8 * 2.8 * 2.8 * 0.7 * 2.8 *	1 4 1 1 1 1	○		3.5 4.0 2 4.0 1 2	アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ	0.01(#), <0.01(#) 【0.029-2.04(n=24)(米国 大豆)】 0.05(#), 0.04(#) 【0.133-1.120(n=11)(米 国いんげん)】 【0.138-1.030(n=6)(米国 えんどう)】 【米国いんげん、えんどう 参照】 <0.05, <0.05 【米国いんげん、えんどう 参照】
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む) かんしょ やまいも(長いもをいう) こんにやくいも その他のいも類	0.5 0.4 * 0.4 * 0.4 * 0.4 *	0.5 0.1 0.1 0.1 0.1	○	0.5 0.5 0.5 0.5	0.40 0.40 0.40 0.40	アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ	0.186(#), 0.020(#) / 0.02(#), 0.02(#) / <0.02, <0.02 / <0.02, <0.02 /0.02, <0.01 【<0.05-0.28(n=25)(米国 ばれいしょ)】 <0.01(#), <0.01(#) <0.01, <0.01 / <0.01(#), <0.01(#) <0.01(#), <0.01(#) <0.01(#), 0.02(#) 【米国ばれいしょ、ラ ディッシュ、にんじん参 照】
てんさい さとうきび	0.4 * 0.04 *	0.05 0.05	○	0.5 0.5	0.05 0.05	アメリカ オーストラリア	<0.01(#), <0.01(#) / <0.01(#), <0.01(#) / <0.01(#), <0.01(#) 【<0.02(n=2)(豪州さとうき び)】
だいこん類(ラディッシュを含む)の根 だいこん類(ラディッシュを含む)の葉 かぶ類の根	0.4 * 3.5 * 0.4 *	0.1 5 0.1	○	0.5 5 0.5	0.40 4.0 0.40	アメリカ アメリカ アメリカ	0.014(\$), 0.011 / <0.01, <0.01 【<0.05-0.130(n=4)(米国 ラディッシュ)】 0.013, 0.022 / 0.20, 0.01 【0.534-2.744(n=4)(米国 ラディッシュの葉)】 【米国ビート葉参照】 【米国ばれいしょ、ラ ディッシュ、にんじん参 照】

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現 行 ppm	登録 有 無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準 値 ppm	
かぶ類の葉	2.8 *	5			4.0	アメリカ 【米国ビート葉参照】
西洋わさび	0.4 *	0.1		0.5	0.40	アメリカ 【米国ばれいしょ、ラ ディッシュ、にんじん参 照】
クレソン	2.5 *	5			3.5	アメリカ 【米国ほうれんそう参照】
はくさい	0.5	0.5	○		3.5	アメリカ 0.06(#), 0.11(#) / 0.06, 0.06 / 0.05(#), 0.13(#)(\$)
キャベツ	0.5	0.5	○	0.5	3.5	アメリカ 0.04(#), 0.21(#) / 0.02(#) / 0.16(#), 0.05(#) / 0.20(#), 0.07(#)
芽キャベツ	0.5	0.5	○	0.5	3.5	アメリカ <0.02, <0.02(芽キャベツ) <0.2, <0.2 / 0.5, <0.2 (非結球芽キャベツ)
ケール	5	5	緊		3.5	アメリカ だいこん類の葉の残留 値の5倍にて緊急登録
こまつな	5	5	緊		3.5	アメリカ だいこん類の葉の残留 値の5倍にて緊急登録
きょうな	5	5	緊		3.5	アメリカ 1.36, 2.39 / 1.30, 2.20 だいこん類の葉の残留 値の5倍にて緊急登録
チンゲンサイ	5	5	緊		3.5	アメリカ だいこん類の葉の残留 値の5倍にて緊急登録
カリフラワー	0.4 *	5		0.5	3.5	アメリカ
ブロッコリー	5	5	申	0.5	3.5	アメリカ 0.28(#), 1.94(#) / 0.40, 2.30(\$)
その他のあぶらな科野菜	5	5	緊		3.5	アメリカ 0.04 / 0.25 / 0.38, 0.38, 0.75(畑わさび) 2.30(#), 0.74(#) / 1.37(#), 0.27(#) / 0.2(#), 0.06(#)(わさび) 1.61, 0.46(なばな) だいこん類の葉の残留 値の5倍にて緊急登録
ごぼう	0.4 *	0.1	○	0.5	0.40	アメリカ <0.01, <0.01
サルシフィー	0.4 *	0.1		0.5	0.40	アメリカ
アーティチョーク	1.8 *	5			2.5	アメリカ 【1.060-1.886(n=3)(米国 アーティチョーク)】
チコリ	2.8 *	5			4.0	アメリカ 【米国ビート葉参照】
エンダイブ	5	5	○		3.5	アメリカ 2.26, 2.21(#)
しゅんぎく	2.5 *	5			3.5	アメリカ 【米国ほうれんそう参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	2.5 *	5	○	2	3.5	アメリカ 0.08(#), 0.10(#) / 0.09, 0.08 / 0.46, 0.17 / 0.47(#), 0.19(#)(レタス) 0.4, 0.2(サラダ菜) 0.8, 0.2(リーフレタス) 【<0.05-2.13(n=19)(米国 レタス・外葉あり)】 【<0.05-0.72(n=19)(米国 レタス・外葉なし)】 【0.05-2.61(n=22)(米国 リーフレタス)】
その他のきく科野菜	5	5	○	0.5	6.0	アメリカ 0.4, 2.6(\$)(すいぜんじ な) 0.60, 1.14(葉ごぼう) 0.67, 0.22 / 0.72, 0.44(食用きく) 0.29, 0.22(きくの葉) 0.12, 0.08(ふき)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
たまねぎ	0.07 *	0.1	○	0.1		<0.01, <0.01 / <0.01(#), <0.01(#)
ねぎ(リーキを含む)	0.7	1	○	0.05		0.16, <0.01(根深ねぎ) 0.04, 0.22(\$)(葉ねぎ)
にら	1	5	○			<0.4, <0.4
アスパラガス	0.7	5	申			0.14(#), 0.30(#)
わけぎ	2	5	○			0.7, 1.0
その他のゆり科野菜		5				
にんじん	0.4 *	0.1	○	0.5	0.40	アメリカ 【<0.05-0.0896(n=6)(米 国にんじん)】 【米国ばれいしょ、ラ ディッシュ、にんじん参 照】
パースニップ	0.4 *	0.1		0.5	0.40	アメリカ
パセリ	3	5	○		3.5	アメリカ 0.16 / 0.36 / 1.4, 1.3 【米国ほうれんそう参照】
セロリ	4.2 *	5	○		6.0	アメリカ 0.30, 0.68 【0.13-5.62(n=12)(米国セ ロリ)】
みつば	5	5	申			2.77 / 2.50
その他のせり科野菜	4.2 *	5	○	0.5	6.0	アメリカ 0.18, 0.10(はまぼうふう) 【米国セロリ参照】
トマト	2	1	○	0.5	1.0	アメリカ 0.04, 0.12, 0.14 / 0.08 / 0.06 / 0.08 / 0.15 / 0.12, 0.13 / 0.26(#), 0.13(#)(トマト) 0.24(#), 0.52(#)(\$)(ミニト マト)
ピーマン	3	3	○	1	1.0	アメリカ 0.08, 0.01 / 1.20(\$), 0.60 / 0.8, 0.8
なす	0.5	0.5	○	0.2	1.0	アメリカ <0.005, <0.005 / 0.121(\$), 0.078 / 0.04, 0.12
その他のなす科野菜	5	5	○	1	1.0	アメリカ 1.6(#)(\$), 1.2(#)(ししとう) 1.2(#), 1.5(#)(伏見甘長と うがらし)
きゅうり(ガーキンを含む)	1	1	○	1	0.5	アメリカ 0.010, <0.005 / 0.18, 0.12 / 0.04, 0.04 / 0.08(#), 0.20 / 0.42(#)(\$), 0.16(#)
かぼちや(スカッシュを含む)	1	1	○	1	0.5	アメリカ 0.02, 0.04 / 0.09 / 0.10 (きゅうり参照)
しろうり	1	1	緊		0.5	アメリカ きゅうりの残留値の2倍に て緊急登録
すいか	0.5	0.5	○	0.2	0.5	アメリカ <0.01(#), 0.04(#) / 0.11(#)(\$), 0.02(#)
メロン類果実	0.35 *	0.2	○	0.2	0.5	アメリカ 0.01, 0.01 / 0.03, 0.03 / 0.03, 0.03 / 0.02, <0.01
まくわうり	0.35 *	0.5	○	0.2	0.5	アメリカ <0.02, <0.02
その他のうり科野菜	1	1	○	0.5	0.5	アメリカ 0.47(#), 0.85(#) / 0.16, 0.42(\$)(にがうり)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
もも	0.5	0.5	○	0.5	3.0	アメリカ	0.195, 0.140 / 0.12(#), 0.11(#) / 0.06, 0.07 / 0.16(#), 0.14(#)
ネクタリン	2.1 *	1	○	0.5	3.0	アメリカ	【米国おうとう参照】
あんず(アブリコットを含む)	2.1 *	1	○	0.5	3.0	アメリカ	【米国おうとう参照】
すもも(プルーンを含む)	2.1 *	0.2	○	0.2	3.0	アメリカ	0.07(#), <0.01(#) / 0.04, <0.01 【米国おうとう参照】
うめ	0.3	3	○				0.07, 0.06 【0.929-2.544(n=4)(米国 酸味おうとう)】
おうとう(チェリーを含む)	2.1 *	3		0.5	3.0	アメリカ	【0.243-0.630(n=8)(米国 甘味おうとう)】
いちご	0.5	3	○	0.5	0.50	アメリカ	0.01(#), 0.03(#) / 0.81(#), 0.18(#) 【0.124-0.349(n=9)(米国 いちご)】
ラズベリー	3.5 *	3		5	2.5	アメリカ	【<0.050-0.96(n=6)(米国 ラズベリー)】
ブラックベリー	3.5 *	3		5	2.5	アメリカ	【0.38(#)-0.70(#)(n=3)(米 国ブラックベリー)】
ブルーベリー	3.5 *	3		5	3.5	アメリカ	【<0.05-2.802(n=12)(米 国ブルーベリー)】
クランベリー	0.04 *	3		0.05	0.05	アメリカ	【<0.050(n=5)(米国クラン ベリー)】
ハックルベリー	3.5 *	3		5	3.5	アメリカ	【米国ブルーベリー参 照】
その他のベリー類果実	3.5 *	3		5	3.5	アメリカ	【1.7(n=1)(米国マリオン ベリー)】 【1.5(n=1)(米国ボイゼン ベリー)】
ぶどう	3	3	○	1	1.5	カナダ	1.338(\$), 0.256 / 0.16(#), 0.28(#) / 0.26, 0.06, 0.76, 0.72 / 0.59(#), 0.74(#) / 0.08(#), 0.08(#) / 0.06(#), 0.12(#) / 0.78, 0.41
かき	1	1	○		3.0	アメリカ	0.35, 0.28
バナナ	0.04 *	0.05	○	0.05	0.50	アメリカ	<0.05, <0.05
キウイ	0.2	0.5	○				【0.19-0.59(n=3)(米国バ パイヤ)】
パパイヤ	0.7 *	1			1.0	アメリカ	【<0.050(n=5)(米国アボカ ド)】
アボカド	0.7 *	1			1.0	アメリカ	【米国パパイヤ参照】
パイナップル		1					【0.126-0.400(n=4)(米国 グアバ)】
グアバ	0.7 *	1			1.0	アメリカ	
マンゴー	1	1	○	0.2	1.0	アメリカ	0.49(#), 0.45(#)
パッションフルーツ	0.7	3	申		1.0	アメリカ	0.15, 0.28 【米国グアバ参照】
なつめやし		3					
その他の果実	3.5 *	3	○	5	3.0	アメリカ	0.18(#), 0.30(#)(アセロラ) 0.26, 0.11(ピタヤ) 0.18 / <0.02(アテモヤ) 【米国おうとう参照】
ひまわりの種子	0.04 *	0.02		0.05	0.05	アメリカ	【<0.05(n=6)(米国ひまわ り)】
べにばなの種子	0.04 *	0.05			0.05	アメリカ	【米国ひまわり、なたね参 照】
綿実	4.2 *	3			6.0	アメリカ	【0.17-2.51(n=19)(米国 綿実)】
なたね	0.04 *	0.05		0.05	0.05	アメリカ	【<0.05(n=6)(米国なた ね)】
その他のオイルシード	0.04 *	2			0.05	アメリカ	【米国ひまわり、なたね参 照】

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぎんなん	0.05	0.1	○	0.01		<0.005(＃) / 0.01(＃)
くり	0.05	0.1	○	0.01	0.05	<0.01, <0.01
ペカン	0.04 *	0.05		0.01	0.05	【<0.01-<0.05(n=18)(米 国ペカン)】
アーモンド	0.04 *	0.1		0.01	0.05	【<0.01(n=5)(米国アーモ ンド)】
くるみ	0.04 *	0.1		0.01	0.05	【米国ペカン、アーモンド 参照】
その他のナッツ類	0.04 *	0.1		0.01	0.05	【米国ペカン、アーモンド 参照】
茶	10	10	○			2.30, 1.92 / 3.84, 3.98(荒茶) 1.85, 1.90 / 2.53, 3.31(浸出液)
コーヒー豆	0.7 *		IT	1	0.80	【0.192-0.482(n=5)(米国 コーヒー豆)】
カカオ豆	0.05	0.05			0.05	【0.011-0.044(n=4)(カカ オ豆)】
ホップ	7 *	10		10	6.0	EU(オランダ) アメリカ
その他のスパイス	5	5			0.05	アメリカ 1.08, 2.28 / 0.24(＃), 0.22(＃)(みかんの果皮)
その他のハーブ	5	5	○		8.0	アメリカ 2.4, 1.4(あさつき) 1.49, 1.07(コリアンダー) 0.70, 0.28 / 1.68, 0.18(しそ) <0.02 / <0.04(みょうが) <0.1, <0.1(さんしょう)
牛の筋肉	0.1	0.02		0.1	0.3	アメリカ 推:0.024
豚の筋肉	0.1	0.02		0.1	0.3	アメリカ (牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.1	0.02		0.1	0.3	アメリカ (牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.02	0.3			0.3	アメリカ 推:<0.02
豚の脂肪	0.02	0.3			0.3	アメリカ (牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.02	0.3			0.3	アメリカ (牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.2	0.05		0.3	0.3	アメリカ 推:0.085
豚の肝臓	0.2	0.05		0.3	0.3	アメリカ (牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.2	0.05		0.3	0.3	アメリカ (牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.2	0.05		0.3	0.3	アメリカ 推:0.051
豚の腎臓	0.2	0.05		0.3	0.3	アメリカ (牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.2	0.05		0.3	0.3	アメリカ (牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.2	0.05		0.3	0.3	アメリカ (牛の肝臓、牛の腎臓参照)
豚の食用部分	0.2	0.05		0.3	0.3	アメリカ (牛の肝臓、牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.2	0.05		0.3	0.3	アメリカ (牛の肝臓、牛の腎臓参照)
乳	0.1	0.02		0.1	0.1	アメリカ 推:0.024
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.02	0.05	アメリカ 推:<0.02
その他の家さんの筋肉	0.02	0.02		0.02	0.05	アメリカ (鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.02	0.05			0.05	アメリカ 推:<0.02
その他の家さんの脂肪	0.02	0.05			0.05	アメリカ (鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.1	0.02		0.05	0.05	アメリカ 推:0.029
その他の家さんの肝臓	0.1	0.02		0.05	0.05	アメリカ (鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.1	0.02		0.05	0.05	アメリカ (鶏の肝臓参照)
その他の家さんの腎臓	0.1	0.02		0.05	0.05	アメリカ (鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.1	0.02		0.05	0.05	アメリカ (鶏の肝臓参照)
その他の家さんの食用部分	0.1	0.02		0.05	0.05	アメリカ (鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.02	0.02		0.02	0.02	アメリカ 推:<0.02
その他の家さんの卵	0.02	0.02		0.02	0.02	アメリカ (鶏の卵参照)
小麦粉(全粉粒を除く。)	0.02 *	0.03		0.03		
小麦ふすま	0.2 *	0.3		0.3		
とうがらし(乾燥させたもの)	7 *			10		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(＄)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(＃)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

*;これらの基準値案は、国際基準又は海外基準を参照した際に、規制対象の違いを考慮し、係数0.7を掛けて設定したものである。

「作物残留試験」欄に「推:」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

畜産物の基準値については、イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリドに換算したものの和とし、それ以外のものについては、イミダクロプリド本体のみとする。

イミダクロプリド

食品名	残留基準値
	ppm
米	1
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類(注1)	0.05
大豆	2.5
小豆類	2.8
えんどう	2.8
そら豆	2.8
らつかせい	0.7
その他の豆類(注2)	2.8
ばれいしよ	0.5
さといも類	0.4
かんしよ	0.4
やまいも	0.4
こんにやくいも	0.4
その他のいも類(注3)	0.4
てんさい	0.4
さとうきび	0.04
だいこん類の根	0.4
だいこん類の葉	3.5
かぶ類の根	0.4
かぶ類の葉	2.8
西洋わさび	0.4
クレソン	2.5
はくさい	0.5
キャベツ	0.5
芽キャベツ	0.5
ケール	5
こまつな	5
きょうな	5
チンゲンサイ	5
カリフラワー	0.4
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜(注4)	5
ごぼう	0.4
サルシフィー	0.4
アーティチョーク	1.8
チコリ	2.8
エンダイブ	5
しゅんぎく	2.5
レタス	2.5
その他のきく科野菜(注5)	5
たまねぎ	0.07
ねぎ	0.7
にら	1
アスパラガス	0.7
わけぎ	2

※ 今回残留基準を設定するイミダクロプリドとは、畜産物にあつては、イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリド含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあつては、イミダクロプリドのみをいうこと。

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

(注3)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

(注4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注5)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

食品名	残留基準値	
	ppm	
にんじん	0.4	(注6)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
パースニップ	0.4	
パセリ	3	
セロリ	4.2	
みつば	5	
その他のせり科野菜(注6)	4.2	
トマト	2	(注7)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
ピーマン	3	
なす	0.5	
その他のなす科野菜(注7)	5	
きゅうり	1	(注8)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
かぼちや	1	
しろうり	1	
すいか	0.5	
メロン類果実	0.35	
まくわうり	0.35	
その他のうり科野菜(注8)	1	
ほうれんそう	2.5	
オクラ	0.7	(注9)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
しょうが	0.3	
未成熟えんどう	3.5	
未成熟いんげん	2.8	
えだまめ	2.5	
その他の野菜(注9)	5	
みかん	0.3	
なつみかんの果実全体	0.7	
レモン	0.7	
オレンジ	0.7	
グレープフルーツ	0.7	
ライム	0.7	
その他のかんきつ類果実(注10)	0.7	
りんご	0.5	(注11)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
日本なし	0.7	
西洋なし	0.7	
マルメロ	0.5	
びわ	0.5	
もも	0.5	
ネクタリン	2.1	
あんず	2.1	
すもも	2.1	
うめ	0.3	
おうとう	2.1	
いちご	0.5	
ラズベリー	3.5	
ブラックベリー	3.5	
ブルーベリー	3.5	
クランベリー	0.04	
ハックルベリー	3.5	
その他のベリー類果実(注11)	3.5	
ぶどう	3	
かき	1	

食品名	残留基準値
	DDM
バナナ	0.04
キウイ	0.2
パパイヤ	0.7
アボカド	0.7
グアバ	0.7
マンゴー	1
パッションフルーツ	0.7
その他の果実(注12)	3.5
ひまわりの種子	0.04
べにばなの種子	0.04
綿実	4.2
なたね	0.04
その他のオイルシード(注13)	0.04
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.04
アーモンド	0.04
くるみ	0.04
その他のナッツ類(注14)	0.04
茶	10
コーヒー豆	0.7
カカオ豆	0.05
ホップ	7
その他のスパイス(注15)	5
その他のハーブ(注16)	5
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注17)の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.1
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん(注18)の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
小麦粉(全粉粒を除く。)	0.02
小麦ふすま	0.2
とうがらし(乾燥させたもの)	7

(注12)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注13)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

(注14)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

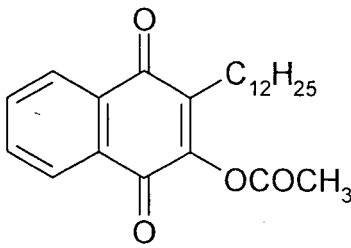
(注15)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注16)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注17)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注18)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

アセキノシル (Acequinocyl)

審議の対象	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定、 インポートトレランス制度に基づく基準設定の要請 及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤、殺ダニ剤										
作用機構	ナフトキノン骨格を有する殺ダニ剤 ダニ類のミトコンドリアの電子伝達系における酵素複合体を阻害することにより効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用品害虫等	適用拡大申請：やまいも、小豆、しそ等／ハダニ類 インポートトレランス申請：とうがらし／チャノホコリダニ										
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.022 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.25 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品 同様、一律基準 (0.01ppm) が適用される。										
我が国の状況	なす、かぼちゃ、かんきつ、いちご等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においてりんご・なし・かんきつ・いちご等に、EUにおいてりんご・アーモンド・かんきつ等に基準値が設定されている。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>18.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>40.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>22.3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	18.4	幼小児 (1~6 歳)	40.1	妊婦	18.0	高齢者 (65 歳以上)	22.3
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	18.4										
幼小児 (1~6 歳)	40.1										
妊婦	18.0										
高齢者 (65 歳以上)	22.3										
意見聴取の状況	平成 21 年 5 月 22 日及び同年 6 月 26 日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆	0.5	0.02	申			<0.03,0.2
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らつかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしよ	0.2	0.02	申			<0.03,<0.03
さといも類		0.02				
かんしよ		0.02				
やまいも		0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				
トマト ピーマン		1 0.02				
なす その他のなす科野菜	1 1.0	1 1	○		韓国	0.49(#),0.35(#) /0.23(#),0.32(#) 【0.58(韓国とうがらし)】
きゅうり かぼちや	0.5 0.5	0.5 1	○ ○			0.08(#),0.11(#)($\$$) 0.16,<0.10
しろうり すいか メロン類果実 まくわうり	0.7 0.1 0.1 0.1	1 0.1 0.1 0.1	○ ○ ○ ○			きゅうりの残留値の2倍 にて緊急登録 (農林水産省からの理 由書による要請) <0.03(#),<0.03(#) <0.03(#),<0.03(#) (メロン参照)
その他のうり科野菜	0.7	1	○			しろうりの緊急登録と同 期化した対応 (農林水産省からの理 由書による要請)
ほうれんそう たけのこ オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類		0.02 0.02 0.02				
その他の野菜	0.7	1	○			0.11/0.27($\$$) (食用バンジー)
みかん なつみかん なつみかんの外果皮 なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.2 2 1 2 2 2 1	0.2 2 1 2 2 2 1	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	0.20 0.20 0.20 0.20 0.20 0.20	アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ	0.03(#),0.03(#) 0.91(#),0.44(#)/ 0.64(#),0.52(#) 0.41(#) (なつみかん果実全体 参照) (なつみかん果実全体 参照) (なつみかん果実全体 参照) 0.29(#)(かぼす) 0.46(#)(すだち)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご	1	1	○		0.40	アメリカ 0.23(#),0.26(#) 【0.025-0.226(n=24)】
日本なし	1	2	○		0.40	アメリカ 0.77(#),0.28(#)/ 0.31(#),0.35(#)/ 0.44,0.18 (日本なし参照)
西洋なし	1	2	○		0.40	アメリカ 【0.011-0.049(n=12)】
マルメロ	0.4	2			0.40	アメリカ 【米国りんご、西洋なし参照】
びわ	0.4	0.1			0.40	アメリカ 【米国りんご、西洋なし参照】
もも	0.1	0.1	○			<0.03(#),<0.03(#)
ネクタリン	1	2	○			0.36,0.30
あんず(アブリコットを含む)		2				
すもも(プルーンを含む)	0.7	1	○			0.05,0.28(\$)
うめ		2				
おうとう(チェリーを含む)	2	2	○			0.44(#),0.57(#)
いちご	2	2	○		0.40	アメリカ 0.43,0.71
ラズベリー		2				
ブラックベリー		2				
ブルーベリー		2				
クランベリー		2				
ハuckleベリー		2				
その他のベリー類果実		2				
ぶどう	0.5	0.5	○		1.6	アメリカ 0.14/0.14
かき		2				
バナナ		2				
キウイ		0.1				
パパイヤ	1	2	○			0.45,0.42
アボカド		2				
パイナップル		2				
グアバ		2				
マンゴー	0.5	2	○			0.17,0.19
パッションフルーツ		2				
なつめやし		2				
その他の果実	2	2	○			0.69,0.81(あけび)
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり	0.02	0.02			0.02	アメリカ 【米国ペカン、アーモンド参照】
ペカン	0.02	0.02			0.02	アメリカ 【<0.02(n=5)】
アーモンド	0.02	0.02			0.02	アメリカ 【<0.02(n=5)】
くるみ	0.02	0.02			0.02	アメリカ 【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.02	0.02			0.02	アメリカ 【米国ペカン、アーモンド参照】
茶	40	50	○			32.9(#),4.8(#) /3.6(#),14.3(#)
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス	5	2	○			0.3,0.8(さんしょう)
その他のハーブ	10	1	申			1.92(#),3.00(#)(みかんの果皮)
牛の筋肉		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.02				
牛の脂肪	0.02	0.02			0.02	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02			0.02	アメリカ
牛の肝臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ
牛の腎臓		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.02				
牛の食用部分		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

アセキノシル

食品名	残留基準値* ppm
小豆類	0.5
やまいも	0.2
その他のなす科野菜(注1)	1.0
かぼちや	0.5
しろうり	0.7
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜(注2)	0.7
その他の野菜(注3)	0.7
オレンジ	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	0.4
びわ	0.4
ネクタリン	1
すもも	0.7
いちご	2
パパイヤ	1
マンゴー	0.5
その他の果実(注4)	2
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類(注5)	0.02
茶	40
その他のスパイス(注6)	5
その他のハーブ(注7)	10
牛の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類(注8)に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02

※今回残留基準を設定するアセキノシルとは、アセキノシル及びアセキノシルヒドロキシ体(3-オドデシル-2-ヒドロキシ-1,4-ナフトキノン)をアセキノシル含量に換算したものの和をいうこと。

(注1)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注2)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注4)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注5)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注8)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。